

公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、文化活動助成事業の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 要綱第2条各号について、次のとおり定める。

- (1) 要綱第2条第1号に規定する「文化活動」とは、活動の成果発表及び定例的な練習・会合をいう。
- (2) 要綱第2条第2号に規定する「団体の構成員」とは、代表者、役員のみではなく全ての構成員をいい、「広島市内に通勤・通学していること」とは、次に掲げる場合をいう。
 - ア 通勤
広島市内の事業所、店舗等（雇用及び勤務形態は問わない。）に通勤していること。
 - イ 通学
広島市内の学校教育法に定める学校に通学していること。
- (3) 要綱第2条第3号における団体において、事務局がない場合は、代表者又は担当者の住所が広島市内であること。
- (4) 要綱第2条第4号に規定する「団体の運営に必要な事項についての定め」とは、明文化された規約、会則をいう。
- (5) 要綱第2条第5号に規定する「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」には、当該法人の運営への協力として受ける補助金は含まない。

(助成対象経費等)

第3条 要綱第4条第1項に規定する事業の実施に伴う経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。なお、事業の開催会場が市内と市外の両方にある場合は、市内の会場での開催に係る経費のみを助成の対象とし、印刷経費など両会場で使用する物品等については、按分により市内会場に係る経費分を算定するものとする。

2 要綱第4条第2項について、次のとおり定める。

- (1) 「一つの団体又は個人に対し、同一年度内に1回とする」とは、要綱第5条第2項に規定する上期、下期のいずれかの1回をいう。
- (2) 上期と下期にまたがって複数回開催される事業のうち助成対象となる事業は、要綱第5条第2項に規定する助成金交付申請書の提出期間により区分する。

(事業変更の承認申請書)

第4条 要綱第8条第1項第1号に規定する「予算を変更しようとするとき」とは、交付決定事業に係る予算費目（助成金交付申請書に記載された費目欄）ごとの金額の1割以上を変更する場合をいう。

(助成金の額の確定)

第5条 要綱第10条に規定する助成金の額の確定については、提出された事業実施報告書に記載された助成対象経費を基に算出し、千円未満の端数を切り捨てた額を交付すべき助成金の額とする。

(交付決定の取消し)

第6条 要綱第11条第1項第6号に該当すると認めるときは、当該剰余金相当額について交付決定を取り消すものとする。

(助成金の返還)

第7条 要綱第12条に規定する「期限を定めて」とは、特別な事情がある場合を除き、当該事実が判明した日から30日以内とする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付の申請等に必要な書類の様式その他必要な事項は、文化事業部長が定める。

附 則

この要領は、平成7年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別表 助成対象経費（第3条関係）

印刷費	ポスター・チラシ・入場券・アンケート・無料で配布するプログラム・無料で配布する出品目録等の印刷費、これらの印刷に要する用紙代・インク代・コピー代・デザイン料
会場使用料	ホール、会議室、ギャラリー等の使用料・利用料（照明・音響等の附属設備料、光熱水費を含む。） ※ 本番・前日のゲネプロ（通し総稽古）及び仕込みに係る経費は可
舞台 ・ 会場設営費	会場設営・撤去費（会場看板作製委託料、テント設営、もうせん設置、舞台装飾、舞台花等） 大道具費（舞台美術料、舞台背景委託料等） 小道具費（家具、置物等） 舞台操作費 照明費（照明プラン、照明操作、照明機材賃借等） 音響費（音響プラン、音響操作、音響機材賃借等） 字幕費 ピアノ調律費 機材賃借料（楽器、演出機材等） 展示説明のためのキャプション作成費 舞台・会場設営に要する消耗品等 会場への道具・機材・楽器・作品運搬費（運搬に伴う車両賃借、駐車場代等。ただし、有料道路代は不可） ※ 大道具費・小道具費について、日常で使用できる物の購入費は不可 ※ 発表のための一時的なステージ、展示壁、展示台等の設置費は可